

平成30年

松 前 町 議 会

第 4 回 臨 時 会 会 議 録

平成30年10月22日 開会

平成30年10月22日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

平成30年10月22日(月曜日) 第1号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第3 会期の決定	3 頁
○日程第4 議案第69号 平成30年度松前町一般会計補正予算(第4回) (提案説明・質疑・討論・起立採決)	4 頁
○日程第5 議案第70号 平成30年度松前町病院事業会計補正予算(第2回) (提案説明・質疑・討論・採決)	17 頁
○閉会宣告	20 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
69	平成30年度松前町一般会計補正予算(第4回)	30.10.22	原案可決
70	平成30年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)	同上	同上

平成30年10月22日（月曜日）第1号

平成30年
松前町議会第4回臨時会
平成30年10月22日（月曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第69号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第4回）
 - 日程第5 議案第70号 平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第2回）
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第69号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第4回）
 - 日程第5 議案第70号 平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第2回）
-

◎出席議員（12名）

議長	12番	伊藤幸司君	11番	西村健一君
	1番	飯田幸仁君	2番	沼山雄平君
	3番	福原英夫君	4番	近江武君
	5番	工藤松子君	6番	堺繁光君
	7番	油野篤君	8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君	10番	斉藤勝君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤久君
町民生活課長	川合秀樹君	建設課長	横山義和君
会計管理者兼出納室長	阪本涼子君	病院事業副管理者	小本清治君
病院事務局長	白川義則君	教育長	宮島武司君
監査委員	藤崎秀人君	監査室長	平田昭浩君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局書記	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成30年松前町議会第4回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成30年松前町議会第4回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番堺繁光君、7番油野篤君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致します。議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第69号、平成30年度松前町一般会計補正予算(第4回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) おはようございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第69号、平成30年度松前町一般会計補正予算(第4回)について、その内容をご説明申し上げます。

平成30年度松前町の一般会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによろうとするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千173万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3千402万6千円に致そうとするものでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものです。

第2条、地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」によろうとするものです。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。9ページをお開き願います。

3. 歳出です。4款1項4目環境衛生費では、1千585万5千円の増額計上です。15節火葬場管理火葬炉非常用電源改修工事請負費として、366万1千円の増額計上です。これは、停電時等に活用の非常用火葬炉電源装置が年1回の点検時は問題がなかったもので、この度の北海道胆振東部地震の際に老朽化により、火葬炉動力制御盤非常用ボイラーが機能しなかったもので、多発する台風の発生など最近の気象状況を鑑みますと、早急に対応を要することから、その費用の計上分でございます。なお、事業概要につきましては、参考資料11ページに掲げておりますのでご参照を願いたいと思います。

次に、19節空家等除却支援補助金として、1千219万4千円の増額計上です。これは、空家解体費に関わる補助金で、1件あたり60万円を限度に事業費の2分の1を補助致そうとするもので、当初20件分1千200万円を見込んでおりましたが、8月末までの申込期間を設けて実施したところ、45件の申し込みがあり、総額で2千419万4千円の補助予定額となったことから、不足分につきまして補正し計上致そうとするものでございます。

次に、7目病院費では、588万1千円の増額計上です。19節病院事業会計に対する補助金として、588万1千円の計上です。これは、先の第3回定例会において行政報告した、札幌医科大学医学部地域医療総合医学講座の山本教授が新たな病院事業管理者として、来年4月から勤務を予定していることから、医師受け入れのため、住宅の改修に関わる全体事業費の2分の1を補助するため、その費用の計上分でございます。なお、事業概要につきましては、末尾の参考資料12ページに掲げておりますのでご参照を願いたいと思います。

以上が歳出でございます。7ページにお戻り願います。

2. 歳入でございます。9款1項1目地方交付税では、593万6千円の増額計上です。1節地方交付税で、593万6千円の増額計上です。これは、歳出財源に対応のための計上分でございます。

8ページでございます。20款1項3目衛生債では、1千580万円の増額計上です。1節過疎地域自立促進特別事業債空家等除却支援補助事業分として、1千万円の計上です。これは、歳出で計上しております空家等除却支援補助金の起債額で、過疎ソフト分の計上分でございます。

次に、病院施設整備事業補助債として、580万円の計上です。これも歳出で計上してございます医師公宅改修費に関わる起債額の計上分でございます。

以上が歳入でございます。2ページにお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入でございます。歳入合計が、補正前の額57億1千229万円、これに2千173万6千円を増額補正致しまして、補正後の額を57億3千402万6千円に致そうとするものでございます。

3ページでございます。歳出でございます。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に2千173万6千円を増額補正致しまして、補正後の額を57億3千402万6千円に致そうとするものでございます。

4ページでございます。第2表地方債補正です。変更の分と致しまして、病院改修事業補助金他1件につきまして、記載のとおり限度額を補正後のとおりこれを変更致そうとするものでございます。

以上が議案第69号でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番。

○2番(沼山雄平君) 4目19節空家等除却支援補助金に関して伺いたいと思います。今回20件の申請予定から45件ということですから、空家の解体の意識が高いと言いますか、関心が高いという印象を持ちます。どうか、滞るなくですね、進めていただきたいという、思っているところでございます。そのうえで、2点伺いたいと思います。

1点目はですね、各町内地域ごとの申請数を教えていただきたいと思います。

また、もう1点目は、この空家対策も各町内会地域においても、防災上危険と思われる空家に関しては、最優先で何とかしてほしいという声も多かったと思います。そのことを考えると、この危険と思われる空家に関して、担当課から所有者に対して解体を促進するような取り組みがなされてきたのか。また、それがどこまで今回反映しているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、町民生活課長。

○町民生活課長(川合秀樹君) 1点目の質問についてお答えしたいと思います。町内の地区別の割合ってことで、件数ですね、申請件数ということでお伝え致します。原口がですね、45件のうち、原口が2件です。二越が1件、江良が11件、清部が2件、茂草が6件、静浦が2件、赤神が2件、札前が3件、館浜が2件、弁天が1件、博多が1件、福山が1件、月島が4件、朝日が3件、大沢が1件、荒谷が1件、白神が2件と、これで合計45件の申請となっております。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 2点目の空家の中でも防災上、危険なところの対応の関係であります。総務課としまして、危険というふうな判断される空家がですね、町内、今現在抑えているのが、29件ほどあります。これにつきましては、台風の前なんかであれば、隣近所の方から連絡来た場合等は消防だとか、協力してもらいながら、例えば屋根にロープかけるだとか、また壁がはがれそうな場合だとかについては、本当の応急っていう形で、総務課の方で材料買って対応しているというふうな状況であります。いずれにしても、こ

の29件につきましては、その都度、本人に文書をもって今現在の写真を印刷したものをつけるなりして、危険が及ぶ可能性もあるというふうなことで文書をもって本人のところに連絡しているというふうなことであります。以上です。

すみません、今回の申請の中で、うちの方で関わってる29件のうち、1件だけ申請は上がってきております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) これを進めるにあたって、解体業者ルートと、それから担当課から積極的なアプローチと言いますか、各町内会においても非常に心配の種ということで、最優先課題というふうな意識はあると思います。その点、今回29件中1件ということですが、もっともっとこれは所有者に対して積極的な働きが必要なのかな、その点、ちょっと今後の考え方もお示しいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 今後の対応なんでありましてけども、今までやってきた取り組みと、それを継続しながら、ほとんど我々持っているところは、松前に所有者なり相続人がいないというケースがほとんどであります。函館だとか札幌、ほとんど町外に出てるというふうな形になりますので、今の除却支援の補助金の要綱なんかも添付しながら、こういう制度を松前ではやっていますよと、この際ぜひこの制度を利用しながら空家の解体を進めてほしいというふうなことでも、更に取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

3番。

○3番(福原英夫君) 当初予算で20軒のね、予算化されたわけですけども、私はこの物件、案件について、予算委員長もやっていたし、見過ごしてたわけでございます。それで改めて、この案件について、要綱などを、補助金の概要を参考資料から見てみました。それで、この条例をつくったときの一番の基本的な考え方は、不在地主危険家屋、これどう処理しようかという基本的な考え方でなかったかなと思ってるんです。それで、当初予算で20軒、今回また20軒でしょうか、25軒でしょうか。私、所有している方、管理者、これが明確になっている方々の物件を今回は対象としているわけです。当初の条例を制定したときの考え方とずれてるんでないかなあという気持ちが持ってたもんですから、それで、この案件が本当に、補助金の概要からすれば対象になりますけども、本当に条例をつくった理念からして、これは対象になるのかなと。

それで、私は考えていたのは、こういうような対象物件を対象にするっていうことは、非生産、わかりますか、松前町にとって非生産施策だと思ってるの。非生産っていうことは、このことによって所在、管理者、地主がはっきりしていて税金も納めている、はっきりしてますよね。その次に、この人達が松前に来る根拠であり、いろんなことが全て失われていく。もう一つは何かというと、過疎の状況が目当たりになる。それと町民個々人の不利益が、私は高ずると思ってるんですよ。申請すればまだ利用できる物件が、使用すれば解体の対象になって上限60万、ちょっと私は腑に落ちないんです。そのために手続き手順、どういうふうにして把握したのか、このことをまず1点目、お願いしたい。

それと、先程町民課長が、各町内会ごとの案、件数をおっしゃいましたが、それに対して緊急性がありますんで、私は資料要求をしたいと思います。その次、先程、件数と名前、名前も。名前が駄目であれば件数と、そこ消していいです。それと金額。

その次に、この一番、沼山議員もおっしゃいました、不在地主で危険家屋、不在地主で危険家屋です。副町長も白神の物件で随分苦労なさったと思いますよ。その案件が一番町

民の安心安全に対応しなければならないことではないかなと思ってました。私は、そのところをどうするかという考え方、その中でこの要綱をつくれればいいなと思ってたんですけども。それで、まず、今言った手続き手順、資料要求。

それと、3点目は不在地主への対応、まずこの3点を答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

ただ今、3番福原英夫君から、空家の各地域の状況について、資料の要求がありました。議長において要求することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認め、資料請求することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時20分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

前半の質問について、町民課長。

○町民課長(川合秀樹君) 不在地主ということなんですけど、そのあたりは確かにあるんですよね、不在地主を追求して、当然、何とか早くに解体していただくということは当然あるんですけど、ただ、やはり私達が申請上がってきまして、現場を見まして、確かに危険な空家ばかりなんですよね。そういう意味で不在地主も追求していかなければならないんですけど、やはり申請が上がってきたところを、危険な空家を除去していくというような方向で進めておりました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 危険家屋の関係であります。今、川合課長の方から答弁申し上げましたけども、あくまでもこの補助金を交付するっていうのは、所有者がきちんといて、将来にわたって、そのまま黙ってれば、本当の危険空家になると。その部分を未然に防ぐというふうな考え方もありますので、その辺は理解していただきたいと思います。

本当の危険家屋につきましては、仮に不在地主だった場合、当然本人がいない場合は誰も解体する人がいないというふうな形になるかと思えます。そうした場合には、略式代執行というふうな手続きもあります。家屋の所有者がはっきりしている場合は、こちらの方からお願いしてでもやらない場合は、最終的には代執行というふうな手続きになるかと思えますが、基本的に町が代執行した場合は、最終的に所有者が解体にかかる経費を払うというふうなことになりますので、その辺は慎重にやらなきゃならないと。全て危険だからといって代執行やった場合、個人の所有者が自分達は何もやんなくても、最終的に町がやってくれるんだべというふうな形で考えてもらえれば困る部分もありますので、代執行については、今後慎重に取り扱っていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 資料、まだもうちょっとかかるので、他に質疑があれば。

申請の手続き手順ね。

町民生活課長。

○町民生活課長(川合秀樹君) 申請の手続きにつきましては、補助要項に従って申請書、その他資料があるんですけど、当然町内の業者限定で解体していただくというようなことになってますので、町内の業者から見積り挙げてもらって、それを申請書に添付していた

だくというような形で申請を受け付けております。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 手続き手順ってというのは、福原が申請したよ、この物件が本当に該当するののかということですよ、一番は、私言いたいのは。それで、この物件が将来ともでなく、現実的に、今、現象面の今の現実はどう対応して、この危険家屋を処理しようかとしてるんですよ。将来だとかでないんですよ、今危ない物件をどうしようかっていうことで受ける。そして、ほとんどこの所有者がはっきりしてるんでしょう、はっきりしてるんですよ。そして、きちっと税金収めてくれてんですよ、年間1万円であろうと2万円であろうと納めてくれてるんですよ。だから、非生産性ですよ。こっちが負担してやるのにのっかってやるっていう、僕はそこを追求してるんです。それで、後で答弁してください。

それと危険家屋、総務課長が強制代執行のこと言いましたけど、一番危ない物件っていうのは、不在地主で国道沿いに荒谷であれば、センターの横にあってで風に飛ばされる、白神であれば旧保育所の上で、もうそこではしょっちゅう飛んで、隣近所大変迷惑で、建物に傷つくよと。それと、山の上の方でも元の大工さんがあった、飛んでしょうがないよと。そういう物件が第一次に処理するんでないの、強制代執行だとかでなく。手続き手順間違ってますよ。それも答弁してください。

私、先日から町内ジョギングで走り回ってるよ、おい、お前何やってんだよっていう声をかける、何をやってるんだっていう言葉ですよ。それは何かというと、建石野の土地を、お前あれ賛成したようだけでも、あれ使えるのかと、こういう厳しい声でした。それで私そんなにひどいかなあと思って、昨日ジョギングして走って見てきましたよ。あの物件、利用するったら大変でしょう。表面的に見てる部分はいいですよ、あの一段低くて、10メートルも10何メートルも土盛りしなきゃ、その土盛りの土がずぶずぶと埋まるんですよ、よってきたら。使うとなったらどれだけの投資しなければならないですか。私はあなた方のやってることを信用しないっていうわけでないです。だから、私は、今回この対象物件を本当に危険家屋で緊急性があるのかっていう視点から、現地調査をさしてもらいたいなって思ってるんですよ。現地調査さしてください、全議員で。現場を見て、それで私は賛成する、反対討論でも賛成起立にしますよ。まだ2回目ですからね、あともう1回ありますんで、資料と現地調査、二つ、その他にも手続き手順、お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、町民生活課長。

○町民生活課長(川合秀樹君) 福原議員の質問でございます。空家の除去支援事業に関しましては、確かに危険な家屋ですね、優先的っていうか、実施してもらえれば確かにありがたいことなんですけど、ただ、現状そのような形にはなっていないことがありまして、最終的には空家のままほっといた場合、最終的にはやっぱり何らかの処分をしないことには、台風とか異常気象とかで傷んでいくわけです。ですから、申請者の側にも、例えばまだ仕事をして、現役であれば壊せるけど、年金生活になればちょっと壊せないんだよなというような声もあるわけです。そのあたりもやはりいろいろ加味して考えた場合、ただ危険だから、まだ使えるんでないかかっていう基準でなくて、やはりそのような空家を壊したいと、当然ながら半額の補助っていう形になります、最高が60万という形になります。ですから、当然半分以上は申請者が出すというようなことだわけですよ。ですから、そのタイミングに乗じて、やはり将来的にやはりだんだん壊れていく空家を最終的には放っておくというような状況にならないために、そういう意味も込めてこういう補助金を設定したわけでした。ですから、全てが全て危険空家だからっていうことではないんですよ。そ

ういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 次に、総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 危険空家の関係で、福原議員おっしゃいました、例えば白神だとか荒谷、私どもの方でも対応してる案件にはなるわけではありますが、これらについては所有者なり相続人が松前にいないとか、そういう事情もありまして、ただ、今回空家の補助金導入することに、そういうふうな連絡もうちの方から、そこだけでなく今うちの方で持ってる、30軒近い危険空家と呼ばれるものをうちの方で担当してるんですが、それらにあくまでも個人の所有物ですからというふうなことも理解しながら、町としては、正式にやるとしたら、先程福原議員もおっしゃってました行政代執行というふうなことにはなるんでありますが、前段で答弁したとおり、他の自ら壊そうとしている町民もいるわけがありますので、その辺も考慮しながら代執行をやるかやらないかっていう、本当に最後の最後の手段というふうな形がありますので、なかなかまだ踏み切れていけないというふうな状況もありますので、ご理解お願い致したいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時31分)

(再開 午前10時32分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

先程要求した資料については配布のとおりであります。

他にありませんか。

○3番(福原英夫君) 休憩してください。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時32分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

福原議員、今、現地視察という話でございますけども、ただ今、ここは質疑の場でございますので、もしもするということになれば、別な形で協議をさせていただいて、後に準備するなり。

○3番(福原英夫君) 休憩してください。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時46分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

3番。

○3番(福原英夫君) 現地を、現場をこう見て、そして納得した判断をしたいというのが本音でございます。そのことを十分に組んでいただいて、現地を視察させていただきたいと。そうして、このものが本当に松前町の将来にとってね、有効な手段だというふうになかなか到達しないもんですから、そのところを答弁いただきたいと。町長でも副町長で

も担当課長でもよろしいですよ。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時47分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

写真はあるんだそうですけども、個人情報に関係もあってですね、別途これは議運などでも協議して、結論出したいと思えますけど、よろしいですか。なかなか難しい問題ですので、写真もありますけど、それも軽々に見せるっていうことになかなかありませんので、いえいえ、再開中です。ということでよろしいですね。

では、後程ですね、福原議員の現地視察について、いや、現地視察の件については、写真もあるそうですけども、それもここで語るべきことではないので。

休憩して語るんですか。

だから、後程、その点については協議をさせていただきたいなと思っております。ここで結論を出すということではなくてですね、それでよろしいかと思えます。

再開しておりますので、他に質疑ございますか。

9番。

○9番(梶谷康介君) 今までの質疑応答を聞いていますとね、ちょっと疑問が出てくるような、課長、総務課長にしても町民課長にしても。例えばね、この条例を制定した趣旨ってのはね、危険の度合いは別だっというような意味ってのは、私はちょっと疑問が残る。それから、緊急度はないけれども、将来を見込んで今手を打つんだっという考え方にも疑問がおこる。というのはね、私これ予算資料持ってきてんですよ、当初予算のね。その冒頭みますと、目的の中にね、放置することが不適切な状態の空家等の除去を促進し、もって町民の安全で安心な住環境の向上及び地域の活性化を図ると、目的ははっきりしてんだよね。ですから、今言ったような答弁考えるとね、いや、考えるとして聞いていますとね、何かこう疑問を感じずるんだよね。だから、これはこれとしておきます、おきます。私は疑問感じてんですよ。ただ、私の質問は別な形でやりますから。

まずね、当初予算20軒、1千200万、しかし、申し込みを申請を公募したところ、応募45軒と。思わぬ状況になってきたと。ところが判断のね、材料が今言ったような考え方であればないわけだ。この45軒のうち、この20軒におさえて、予算内で今年はおさえておこうっていう判断基準がないでしょう、ここには。対象空家等の条件を見ていくと、さっき言ったようにね、30年経って、築30年後で更に2年以上の空家状態が続いていたっていうようなものは、その家屋の状態がどうであれ対象になるんだもの、これね、危険の度合い何も関係ねえもんな。ちょっと、言葉悪かったけどね、関係ないですね。ですから、そういうことでね、まず第一にこの当初予算の20軒、1千200万でおさえることができなかつたのか、何としてもこの1千万、借金してまでもやらなければいけない状態なの。その辺の判断は私は、なかなかきちつとしないといけないんでないかなと。というのはね、やっぱり緊急度合いがそうでなければ、来年回しだっというんじゃないの。今年やらなくたって、来年やっただって、この目的からいったら私は可能かなと。

ただね、問題は45軒申請ありました。全てこの危険状態、町民の不安を感じず、安全でない状態であるっていうんだら話、別よ。でも、説明の中にはそうでないものもありますって書いてんだよ。将来見込んで20年経てばこういう状態になりますよっていうこと

が、ちょっと20年ってのはね、例えばの話だけでも、時間を経たらこういう状態になりますよっていうものまで対象にしてね、借金してまでやらなければいけない事業なの。大事な事業だとは認識しますが、そういう緊急度からいったらいかなものかっていう質問をまずしたいね。

それから、もう一つはね、この議案に対して、私は議決責任有します。45軒もあって将来、何年後かにそういう危険が感ずるものまで、借金してまでやらなければ事業かっていったことに、町民に説明できないんですよ、これ、何て説明しますか。そういうものも含めてね、私が最後に賛成、反対っていう判断をできるような資料、いただいた資料ではこれできません。ですから、3番議員は現地調査っていう意味のことは言ってるんだけど、その危険度合いがわかるような資料ってのは無理ですか。この2点、まずお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(川合秀樹君) 梶谷さんからのご質問でございます。私ども町民生活課で8月31日までに45軒の申請を受けたわけでございます。全部の物件、現地調査致しました。改めて現地調査致しまして、確かにすぐ壊さなければならないものもあります。ロープで引っ張ってるようなものもあります。ただ、やはり45軒全部確認しまして、やはり何らかの破損は見えてるわけですよ。ですから、例えば、何て言うんですか、最近の台風とか冬の風吹きますと、そういう形です、やはり放置しておけば危険だなというような判断をさせていただきまして、今回45軒ということで増額の補正をお願いしているところでございます。以上でございます。

資料、すみません、資料に関しましては、先程議長の方から休憩時間かどうか今ちょっと判断できなかったんですけど、写真が、申請の段階で写真がありますので、今判断していただく一つとしてはその写真という形になると思います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前10時59分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

町民生活課長。

○町民生活課長(川合秀樹君) 今、お話がありまして、参考資料の方を見ていただきたいと思います。それぞれ45軒について、一応判断基準の、私ども判定しております。その中で、S、A、B、Cという判定をしております。Sがですね、もう既に何て言うんですか、先程お話したような形でロープで押さえられているようなものとかもありまして、完全に何て言うんですか、既にもう台風とか、大風があれば飛んでいってしまうというような状態の、すぐに壊さなければならぬというのがSっていうことで、私達判定しました。Aが、複数箇所壊れてて、これも飛散の危険性もありますし、今現在も飛散してるというような状況でAという判断をしました。Bが、一部やはり破損があって、ちょっと風があったら飛んでいくというようなことです。Cが、破損箇所があって、やはり放置しておく危険だというようなことで、S、A、B、Cというランク付けをしました。

そんな中で、1番につきましてはCランク、そうですか、すみません、間違えました。Sランクっていう形でお話していきたいと思っております。まず、番号が2番です、2番、3番、10番、11番、18番、25番、26番、これがSランクです。Aランクが、4番、5

番、6番、8番、9番、14番、16番、17番、21番、23番、24番、28番、31番、36番、37番、42番。Bランクが、7番、12番、15番、20番、22番、次のページです、29番、34番、35番、38番、40番、45番。残りが一応繰り返します、Cランクってことで、1番、13番、19番、27番、30番、32番、33番、39番、41番、43番、44番。このような形で判定しまして、いずれにしても、やはりこのまま放置しておけば危険というような判断を致しまして、今回全部追加補正ということで計上したところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 現地を見た人はね、それなりに、ああ、これは早急に手をつけなければ危険だなと、そういう判断はものによってはできるかなと。ただ、我々は判断基準としてAランクであります、Cランクであります、Dランクでありますっていうようなものをね、説明されて、はて、しからばそのDランクってのは、今すぐやらなければいけないものなのかね。更にはあと5年も経てば、やっぱり手つけなければいけない状態になるのかみたいなね、判断はやっぱり議決をする立場にすればね、大事なことなんですよ、正直言って。言葉でね、Aだとか、Dだとかっていう説明を受けて、程度がそうなのかなっていう判断はするけど、本当に現場を見てね、町民と同じようにやあ、この建物は危険だな、風が吹いたら怪しいなとか、あるいは子ども達、あるいは不審者が侵入して火災の恐れがあるとか、そういうような状態の判断ってのはできないわけだから、我々は。その辺がね、この議決責任を持つ私としては、更には説明責任を負ってる私としては、やっぱりいまいち不安なんですよ。

3番議員がね、さっき質問の中でも言ったように、建石の土地の購入のときに、1億円の提示されたけれども現状がどうなのか、はっきり言ってわかりませんでした。私も今反省してるんですよ、正直言って。私も現場見てます。あの現場で1億円をかけて、今目的がこうだから、災害に備えてこの土地は何としても松前町で必要だという趣旨に対してね、反論できないですよ、目的が目的だから。で、あのおり議決しました、現場を見ました、さて現場でそしたらそういう状態が起きたときに、どこまで対応できるのかって、土地見たときに啞然としましたよ。これから目的に合うような使い方をするために、あの土地はどれだけ整備費にかかります、時間がかかります。そしたら目的とその物件との乖離っていうのはただでないですよ。だから、その轍を踏まないように、今回の大事な事業だとはわかりながらも、あえてね、当初予算の1千200万に借金して、1千万の借金してまでやらなければいけないのか、説明の中にありましたようにね、危険度は今すぐやらなくても心配はないけども、将来を見越して当然このまま放っておけば廃屋になるだろうというような観点で、今回のこの事業にやるっていうことに対しては、いささか疑問を感ずるっていうのが、本当の気持ちなんですよ。

それから、もう一つね、そういう観点からいくとね、これ借金してまでやらなければいけないっていう判断と、財調使うっていう考え方はできなかったんですか。やっぱり財調っていうのは、できるだけ大事に使っていきたくって気持ちはわからないわけでもないんですけども、随分起債も増えてますよ。そうした面で納得のいくような答弁をさせていただければ、私は現地行かなくてもいいんじゃないのかなと。今の判断基準のランク付けと、それからランクの度合いがどうなのかっていうことがね、ちゃんと現場を見なくても町民に対してこうなんですよと説明ができるような、我々がこの事業がいいですよっていう議決の判断をできるようなね、形があれば私はそう思いますけど、説明をしていただけますか。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時40分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

ただ今お配りしました資料について、町民生活課長より説明をさせます。

町民生活課長。

○町民生活課長(川合秀樹君) 写真ですね、先程説明しましたS、A、B、Cから代表的なものを1枚ずつつけさせていただきました。Sに関しましては、11番ですね、11番の建物でございます。ご覧のように、このような状態で既にこれだけ破損しているという状況でございます。Aにつきましては、4番の建物でございます。これですね、ちょっと申し訳ございません、写真だと判断できないところなんですけど、シャッターがもう完全に浮き上がってまして、風吹くたびにバフバフという状態で、当然そういう状態になれば中の方も傷んでるということで、Aランク、これも早急に壊さなければならないというような形で判定しました。Bにつきましては、全体的にこのような状態なんですけど、下の方で部分的に破損してる箇所があるということで、付近にもやっぱりその部分が落ちてそのままの状態になってるというような形で、これも台風とか来た場合にちょっと危険だという判断でございます。Cにつきましては、これが1番ですね、すみません、先程のBが29番ですね、29番の建物でございます。Cにつきましては1番でございます。これも部分的に傷んでまして、なおかつ壁の部分だとかも腐食してまして、こういうような状況になってまして、Bに比べればまだ状態はいい方なんですけど、ただ、今後やはり台風とか冬の風雪ですね、これがあつた場合に近々中に危険な状態になるということで判断しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりました。

政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) 先程の質問の中で、財調が使えなかったのかなあというようなお尋ねもございました。財源的な部分でございますけども、今回の歳入でも見させていただいておりますけども、過疎のソフトの起債を予定をしております。有利な起債対応をしていきたいということでございまして、交付税の70%バックの部分がございますので、あえて財調を崩すというようなことではなくて起債を、有効な起債を上手く使った形で今回対応したいと。

当初予算の段階でも1千万円の起債をしておりますし、今回も1千万円ちょっとで、2千万の起債、この家屋の部分については考えているところでございますので、よろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 俺、3回目だっけか。説明をいただきました、そして資料もいただきました。資料はね、なるほど見ればわかりますし、できればね、資料、Sであれば、例えばどこが壊れてこうとか、そういうチェックポイントみたいなあんでしょ、文書でこうはじくような項目ってのは。それは、それぞれA、B、Cにもあるんだと思いますから、それもできればつけてほしいね、この写真と共にね。

それから1点、財政対応はね、説明で十分わかります。まあ、大事な事業でもあるし、国の考え方にも沿っているから、起債のつけてもらえる割合も非常に高いだろうと、町に

とってもいい形かなと十分理解できます。

それから、これからのことなんですけどね、今回みたいにね、20軒1千200万公募したところ、予算を超えたってときに、これからどうあたるかっていうものもね、今回みたいに、条件満たしてんだからみんな予算オーバーした分には補正して対応しようっていう考え方なのか、予算で切っちゃって、そして次年度へ繰り越していくっていう考え方なのか、その辺をお答え願います。

それから、もう一つはね、これはこのまちづくりにもね、非常に大きな要素があると思うんですけども、そういう人がいない家が今みたいな条件を満たしたからつつつとどんどんどんどん壊して行ったら、3番議員が言うように、町がもう本当に廃れていくんですよっていうことをみんなにアピールしてると同じなんですよ。ですから、そうでないね、誰が見てもそんなに心配のないようなもの、これは表現が適切かどうかわかんないんですけど、たまたま要件満たすから、まだまだ心配はないんだけど、自分が元気なうちに維持管理の管理費考えたら、この制度にのせて整理してしまった方がいいやみたいなね、ものも私は中にはあるんでないかなと、これ勘繰りですよ。でも、そうしたものへの対応も、今言ったように予算を超えた場合の対応っていうことからめてね、どうするかっていう判断基準は、私は必要でないかなと思いますんで、以上、お答えいただきたいと思ます。

○議長(伊藤幸司君) 町民生活課長。

○町民生活課長(川合秀樹君) 梶谷議員からのご質問でございます。チェックリストと言いますか、ランクは付けたんですけど、例えばどの箇所がどうのこうのっていうような文書にしたものは、残念ながらちょっとないもんですから、あとは、ですから、もう一度繰り返したりしますが、Sランクってのは写真で判断いただけだと思いますけども、至る所壊れてて、もうすぐにも壊さなければならないというものでございます。Aにつきましては、多数の箇所が破損してまして、これももうすぐにも壊さなければならないというようなことでございます。Bに関しましては、複数箇所破損してまして、壊さないとまた危険を及ぼすというようなことでございます。Cについては、Bほど危険ではないにしても、数年のうちにはもう危険を及ぼすというような危険建物になる危険、場合があるというような判断で撤去が、早急な撤去が必要というようなことでございます。

あと、何て言うんですか、建物につきまして、先程から申し上げてるとおり、30年、おおむね30年経過、空家になってから2年以上経過してるというのが、概ねの条件でございますが、やはり空家を放置したままでいますと、何て言うんですか、犯罪って言いますか、そういう温床にもなるというようなこともありますし、私の課の管轄で申し述べますと、猫ですね。猫の害が空家とかに入っちゃって、近所に糞害を及ぼしてるというような例もあります。そのようなことで、やはり申請者が今の状況で将来的に危険になる可能性がある部分を撤去したいということであれば、やはり積極的に行政としては、それに応えていくというようなことがやっぱり必要になってくるのではないかなというような総合的な判断で、一応こういう形で挙げさせていただいております。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、町長。

副町長。

○副町長(若佐智弘君) ちょっと私の方から一部補足をさせていただきたいと思ます。今回のものに関しましては、今年度が初めてということで、各委員会の中でも、状況を見ていろいろと取り組んでいきたいというような部分のお話もさせていただいております。例えば、私どもも随分といろいろなことを想定しながら、これに関しては意見を出し合いま

した。例えば家が新しい、改築等をして新しいところでも、その持ち主が高齢者の方で、高齢で、あとは私以外相続人は、相続人等はいないんだと。今現に町内でもそういうところで危険家屋程度になってるところもございます。そういうものに関しましては、なるべく本人の意志であれば、高齢であれば、そのまま所有者がいなくなるという意味での不在になるようなことを、やはり避けていかなければならないと。こういうような場合も中にはありますので、個々によってまた事情の違う場合もございますので、その点もご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 3点目、町長。

○町長(石山英雄君) 大変貴重な時間を費やしてしまいました。配慮のないことに対しまして、お詫び申し上げたいというふうに思えます。

まず、本件につきましては、3月の定例会での新設条例、その中でいろいろご審議をいただいたところであります。いろんな、今副町長も申しましたけども、初めて取り組む案件でありますし、いろんな要件が予想されるというふうなこともありましたもんですから、都度改善しながら取り組んでいくというふうなことをですね、私からも答弁させていただいたところであります。

しかしながら、あの時は20軒の予算を編成させていただきましたけども、まだ出てきたらどうすんだっていうふうなお尋ねもございました。そのときに、私はどんな案件、どういうケース何軒出てくるかっていう想定もつかないものですから、その議員さんの説明には、補正、軒数要請、あったらやってくれというふうな要請を受けたつもりなんですが、その部分につきましては、ちょっと状況見させてくださいというふうに答弁させていただいたところであります。今般20軒の予算に対しまして、45軒の申請がございました。当初、私は次年度、次の年でもってというふうな状況で考えておりましたけども、お手元に今配布しました、職員が自ら1戸1戸確認した図面、じゃなくて写真などを見て、ああ、これは将来、間違いなく出てくる家屋であるというふうなことを判断したところであります。来年でもできるんだというふうに思いますが、更にまた再来年、またそのような家屋が出てくるというふうな状況も想定されましたので、財政当局と相談致しました。佐藤久政策財政課長おっしゃるように、何としても町民の負担のないような、将来、借金は借金でありますけども、交付税でバックできるような有利な方法であれば、来年やるものであれば今年やれたらどうですかというふうなお話もさせていただきまして、将来間違いなく出てくる家屋だというふうに私自身認識しましたので、今回25軒の追加をお願いしたところであります。ぜひご理解いただきたいというふうに思えます。

また、梶谷議員の2点目の質問であります。申請がくれば全部壊すのかっていうふうな状況にはならないというふうに思っております。将来利用できる家屋、申請が挙がってきて、私どもが判断して、この家屋は利用できそうだねというふうな物件があれば、どんどん利用できるような方策を考えていきたい。ようは定住、あるいは、ですね、使える家屋が出てくるようであれば、積極的にそれは利用していきたいなというふうに思っているところであります。まず、申請されたから全部っていうふうなことでなくて、やっぱり老朽化の順位とか、現状確かめてこれからも取り組んでいきたいなというふうに思っております。来年度以降、補正対応も考えるのかというふうなことでありますが、その状況を判断しながら、議会の皆さんにもご提案していきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

議員の皆様と、私ども同じ思いだと思います。古い家屋、危険、犯罪の要素もいっぱいあるわけですから、国としても、いろんな法律を改正しているところでありますので、住

みやすい住環境をつくるためにも、少しお手伝いできればなというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 昼食のため休憩致します。

再開は、午後1時30分と致します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時30分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

他に質疑ございませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

3番。

○3番(福原英夫君) 反対討論という趣旨ではないんですけども、ただ、この提案を見て自分なりに考えてみますと、やはり資力のある人、お金の持っている人もこの要綱であれば対応しなければならない要綱になるんですよ。それで、私はやはりその分け隔てだとか、そして、申請された方が本当に適切なのか。

もう1点目は、やはり毎年20軒だら20軒というふうな決めつけの中で、そして松前町の空家対策はするだとか。それと十分なりサーチをしてもらいたい。そんな意味で再検討していただいて、そして住民の利益になるようなプランニングにして実施、実行してもらいたいなというふうな気持ちがありますんで、反対討論致しました。

○議長(伊藤幸司君) 次に、賛成討論ございますか。

10番。

○10番(斉藤勝君) 様々な議論がありましたけれども、そもそもこの条例の制定の基になった法律の改正ですけども、これは、主たる目的が空家、空家対策でやられたもので、危険家屋というのは、地方ではそういうことありますけれども、主に都会の方では空家に子ども達が入って、あるいは非行に走るだとか、あるいは不審者が住み続けるだとか、あるいは猫、犬が入ってって、多くの迷惑を近所にかけているということが主たる目的だったというふうに、それが法律の精神だったような気がします。今まで議論になったように、危険家屋は当然町民に危険が及ぶわけですから、これも十分考えなければなりませんけれども、そうした趣旨と言いますか、そういうことを十分理解するところでありまして、今の川合課長のS、A、B、C、これもいわゆる適切なものだろうということで賛成討論とさせていただきます。

○議長(伊藤幸司君) 他に討論ございますか。

5番。

○5番(工藤松子君) この条例が制定されるときにも非常に危惧していたことなんですけども、解体終わって、終了報告日より1年間営利目的の活用及び有償による譲渡又は貸与を行わない、そういう同意書とってやるわけなんですけども、その1年間が過ぎてしまうとまた自由に土地を使うことができるっていうことになるわけです。そして、その解体する物件についてですけども、所有者がもう捜してもどこに行ったかさっぱりわからない、それで持ち主が不在でそういう状況になって代執行しなければならないっちゃう、そうい

う部分についての解体だけでなく、それこそ築30年、そして、空家状態で2年、そういう条件をクリアしてると全部対象。そしたら、町外に出て、もう帰って来ないし、あそこは大分傷んでしまっただろうからちゅうんで申請書を挙げると、全部この条件クリアってことで補助金もらいながら解体ができる。今、この条例が効力を発揮してる間に、そういう見込みが立って、そして申請出せた、そういう町民にだけ、町民っていか町外に住んでる人も含めて、そういう者に対してだけ利益が享受できる。実際、自分ではここに住んで、そういう対象にならない一般の苦勞して住んでる人方に対しては何のメリットもない。そういうものになるんじゃないかと思うんです。それで、この申請すれば受けられるちゅう、このやり方はいかなものかなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

4番。

○4番(近江武君) 今現在、松前町の空家が400軒以上あるんですね。原口町内でも45軒あります。今回の申請は1軒だそうです。これをですね、放置しておくんですね、すごいことになるんですよ。ですからね、私は、やはりそういうような対策は火急に、至急にね、行うべきだと思います。

ただ、今年の場合は、最初ですから40軒という、45軒という申し込みがあったかもしれないけれども、来年、再来年になるとね、この数も大体固定してくるんじゃないのかなあと考えております。ですから、やはり空家対策のね、この事業については、これ永遠のテーマでないんでしょうかね。ですから、一刻も早く片付けてね、地域の安全、防災上の問題、考えるべきだということで賛成致します。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号 平成30年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第70号、平成30年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました議案第70号、平成30年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正にあたり、平成31年4月1日付で病院事業管理者の任命を予定しており、任命前までに医師公宅改修等の受け入れ準備に伴う増額補正をするものです。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は総則です。平成30年度松前町病院事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものです。

第2条は業務の予定量です。平成30年度松前町病院事業会計予算(以下「予算」と言う。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものです。第4号、主要な建設

改良事業費のうち、医師公宅改修工事一式、1千176万2千円を追加するものです。

第3条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額13億637万6千円に今回243万6千円を増額し、補正後の予定額を13億881万2千円にするものです。その内訳と致しまして第1項医業費用で、既決予定額12億8千962万6千円に、今回243万6千円を増額し、補正後の予定額を12億9千206万2千円にするものです。これは、病院事業管理者の任命に伴う医局改修による修繕費、病院事業管理者室の設置及び医師公宅用、事業管理者室用、医局用の徴用消耗備品費の増額です。

第4条は、資本的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書き中、「不足する額1千416万8千円」を「不足する額1千424万9千円」に。「過年度分損益勘定留保資金1千316万8千円」を「過年度分損益勘定留保資金1千324万9千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入です。第1款資本的収入は、既決予定額4千209万1千円に、今回1千168万1千円を増額し、補正後の予定額を5千377万2千円にするものです。その内訳と致しまして、第1項企業債580万円、第2項補助金588万1千円を増額補正するものです。

支出です。第1款資本的支出は、既決予定額5千625万9千円に、今回1千176万2千円を増額し、補正後の予定額を6千802万1千円にするものです。その内訳と致しまして、第1項建設改良費で、病院事業管理者の居住に用いるため、現在空家となっている医師公宅を改修するための工事請負費の増額です。改修の概要は、外壁の張り替え、屋根の葺き替え、内壁、天井、床の張り替え、ユニットバスの取り替え等となっております。

第5条は企業債です。予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、次のとおり追加するものです。追加の分として、起債の目的、医師公宅改修工事限度額580万円、起債の方法、利率及び償還方法については記載のとおりとなっております。

第6条は、他会計からの補助金です。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものです。他会計補助金既決予定額2億2千846万1千円に今回588万1千円を増額し、補正後の予定額を2億3千434万2千円にするものです。

以上が、平成30年度松前町病院事業会計補正予算（第2回）の内容です。予算実施計画他、関係書類につきましては、4ページ以降に添付しておりますので、ご参照を願います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番。

○3番(福原英夫君) 町長の方から山本医師が松前町に来ていただけるってということで、そのときに病院の住宅についての改修と、それと管理者の事務を取り扱う部屋の整備をというふうに聞いたつもりあったんですけども、それは今回なしということによろしいんでしょうかっていうことですよ。えー、病院の、お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今福原議員さんからの説明でございますけれども、事業管理者室の事務を司る場所というか、一応私も説明のところであれしたんですけども、事業、病院事業管理者室という形で医局、現在の医局をちょっと1間半ほど仕切りまして、そこに事業管理者室という部屋を、そこで事務をしていただくという形になります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) そうすると、改修も何もしないで今の病院の空き室っていうんでしょうか、そういうところを活用するということがいいんですか、はいわかりました。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) 福原議員のご質問ですけれども、一応事業管理者室という改修なんですけれども、基本的に修繕費の中で対応をするという形で、仕切り、医局を仕切る形になりますので、そこにあとは仕切る壁を入れまして、イスですとかそういうのは消耗備品費の方で対応するという形にしております。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) そうしますと、今回の補正であげるのではなく、現有で持っている修繕費で対応するということがいいんですね、そうですね。ちょっと、きちっと、捉えきれなかったんです。どうでしょう。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今福原議員の質問なんですけれども、経費の方で支出の3条の病院事業費用、医業費用経費ということで243万6千円、今回の補正で計上しておりますので、その中で事業管理室の部屋と、諸々必要な備品等の予算を措置をしております。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

5番。

○5番(工藤松子君) 公宅の改修は、住宅の長寿命化を図ることを目的とするってあるんですけども、山本先生は今回お一人で来られるっちゃうことで、現況、そこを基本に考えておられると思うんですけど、図面見ると物入れ部分が不足じゃないかなと思ってます。そして、床下収納だとか、屋根裏部屋にちょこっと空間利用図るようなことをプラスしてはいかがかなと、私はそう考えてますけども。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の工藤松子議員からのご質問ですけれども、基本的には現状のある形をそのまま使いまして改修をする形になりますので、現状のままでするので、また新たに物入れをつくらなくていいということにはならないっていうか、現状の、現在ある状態をそのまま改修するという形になります。

山本先生もですね、今のところ単身でいらっしゃるというお話を聞いておりますので、広さ的にも十分かなというふうに考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 病院事業副管理者。

○病院事業副管理者(小本清治君) 今のご質問に対してご答弁申し上げましたけれども、追加でご説明申し上げます。先々週の木曜日にこの図面を持ちまして山本教授と面談をさせていただいております。山本教授につきましては、お一人で、単身赴任でこちらの方で勤務をされるというふうなことでございまして、1階だけでも十分だという程度の、そういう話もされておりましたけれども、現状の2階も使っての改修工事を致しますということで、十二分にこれは足りるという先生からのお話もいただいておりますので、スペースを増やすっていうことになると、この建物また変えなければならないということになってしまいますので、現状のもので改修して使用するという形にしたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) いいですか。

5番。

○5番(工藤松子君) 長寿命化ってあるもんですから、その後もずっとね、使えるような便利な部分をちょこっとつくっていただいたらどうかなと思ったまでです、はい。

○議長(伊藤幸司君) 答弁入りませんね。

他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第70号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成30年松前町議会第4回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 1時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 堺 繁 光

署名議員 油 野 篤